標柱十一号から九七度三八分四四秒　九八・一七九メートルの地点　十二号
標柱十二号から六八度二二分一秒　六〇・三五六メートルの地点　十三号
標柱十三号から一二五度七分四九秒　一一〇・三五六メートルの地点　十四号
標柱十四号から一六七度三七分二五秒　一五八・五八九メートルの地点　十五号
標柱十五号から二七二度一四分四二秒　五八・〇六四メートルの地点　十六号
標柱十六号から三二七度二二分五五秒　八五・一五〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から二五六度五三分五四秒　八九・六五八メートルの地点　十八号
標柱十八号から三〇〇度四八分五三秒　五八・六六二メートルの地点　十九号
標柱十九号から二五八度二八分一五秒　九三・八五七メートルの地点　二十号
標柱二十号から三四〇度三八分四六秒　一一〇・六一九メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から三〇三度三九分三九秒　一九・七七八メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二四三度五二分五四秒　三〇・一四三メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一九二度三二分五九秒　三七・六七五メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二六四度五三分五六秒　二一・七六三メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から三〇六度四九分四七秒　三七・五五五メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二九七度二三分二六秒　一八四・九五三メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二二五度四二分一六秒　四五・五九一メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から二七五度一七分二七秒　五五・四六八メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から三〇三度四〇分二秒　一三五・〇一二メートルの地点　三十号

○国土交通省告示第八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　清山川

鳥取県西伯郡伯耆町大字丸山字上原一八〇三番地二八六内二等三角点経塚を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二三九度四五分二七秒　四〇六五・八〇七メートルの地点　一号
標柱一号から一一二度一四分二六秒　六〇・五六七メートルの地点　二号
標柱二号から一五九度一二分二二秒　四二・五三二メートルの地点　三号
標柱三号から九九度三分五五秒　一七六・二八六メートルの地点　四号
標柱四号から一六六度八分一六秒　五四・一七六メートルの地点　五号
標柱五号から一一九度五九分一六秒　四三・二三七メートルの地点　六号
標柱六号から一四六度三五分三五秒　三五・九一六メートルの地点　七号
標柱七号から七二度八分三八秒　二二・九一一メートルの地点　八号
標柱八号から二六度一七分三四秒　二五・九一二メートルの地点　九号
標柱九号から九五度四分一九秒　九〇・九四七メートルの地点　十号
標柱十号から一四六度七分二三秒　六八・八八一メートルの地点　十一号
標柱十一号から九七度三八分四四秒　九八・一七九メートルの地点　十二号
標柱十二号から六八度二二分一秒　六〇・三五六メートルの地点　十三号
標柱十三号から一二五度七分四九秒　一一〇・三五六メートルの地点　十四号
標柱十四号から一六七度三七分二五秒　一五八・五八九メートルの地点　十五号
標柱十五号から二七二度一四分四二秒　五八・〇六四メートルの地点　十六号
標柱十六号から三二七度二二分五五秒　八五・一五〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から二五六度五三分五四秒　八九・六五八メートルの地点　十八号
標柱十八号から三〇〇度四八分五三秒　五八・六六二メートルの地点　十九号
標柱十九号から二五八度二八分一五秒　九三・八五七メートルの地点　二十号
標柱二十号から三四〇度三八分四六秒　一一〇・六一九メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から三〇三度三九分三九秒　一九・七七八メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二四三度五二分五四秒　三〇・一四三メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一九二度三二分五九秒　三七・六七五メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二六四度五三分五六秒　二一・七六三メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から三〇六度四九分四七秒　三七・五五五メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二九七度二三分二六秒　一八四・九五三メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二二五度四二分一六秒　四五・五九一メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から二七五度一七分二七秒　五五・四六八メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から三〇三度四〇分二秒　一三五・〇一二メートルの地点　三十号

○国土交通省告示第八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本郷不動沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡戸沢村大字角川

字二階　一五六〇番　一号から四号まで及び十一号
字山本　一八一七番　五号から七号まで及び十号
字秡　一八一七番一　八号及び九号

○海上保安庁告示第三十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	津港阿漕浦中防波堤灯台
位置	
所在地	三重県津港（阿漕浦中防波堤外端）
北緯	三四―四二―二六
東経	一三六―三一―四二
変更した事項	
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十二年十二月十四日

○海上保安庁告示第四十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	東京城南島沖東仮防波堤東灯台
位置	
所在地	京浜港東京区（大井信号所の東方約一・九キロメートル）
北緯	三五―三四―五八
東経	一三九―四八―二三
廃止年月日	平成二十二年十二月十五日

○海上保安庁告示第四十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	東京城南島沖東仮防波堤A標示灯
位置	
所在地	京浜港東京区（大井信号所の東方約一・八キロメートル）
北緯	三五―三四―五六
東経	一三九―四八―二二
廃止年月日	平成二十二年十二月十五日